

セミナー

改正省エネ外皮基準 基礎 / 演習セミナー開催

平成25年10月に改正された省エネ基準を分かりやすく解説するセミナーを(独)住宅金融支援機構と共催で開催します。

フラット35S、住宅性能表示制度、長期優良住宅等における改正省エネ基準の完全施行を平成27年4月に控え、改正省エネ基準の概要、外皮の計算方法や外皮の仕様基準等、基礎的な内容をふまえ、モデルケースによる演習計算も今回のセミナーでは解説します。

- 主催：一般社団法人JBN
共催：(独)住宅金融支援機構・JBN連携団体
内容：1.改正省エネ基準の概要と外皮の計算方法
基準の改正点、外皮仕様や計算方法などの事項を解説
2.外皮の仕様基準(断熱等性能等級4)
外皮の仕様基準についての解説
3.モデルケースによる演習計算
4.改正省エネの背景と今後について

使用テキスト：「平成26年度木造住宅工事仕様書」※希望者のみ ※本書に記載された内容に触れながらのセミナーになります。

定員：各会場50名 受講料：1名1,500円

持ち物：筆記用具・電卓・ノートPC(インターネット環境が整っているもの) ※ノートPCがなくても受講できます。

- 日程：【岐阜会場】12月10日(水) 【仙台会場】平成27年1月19日(月)
【東京会場】1月22日(木) 【広島会場】1月22日(木)
【熊本会場】1月23日(金) 【名古屋会場】1月26日(月)
【大阪会場】1月27日(火) 【静岡会場】1月29日(木)
【長野会場】2月10日(火)

JBN セミナー

「工務店経営者のための戦略的法務」

今回のJBNセミナーでは、【工務店経営者のための戦略的法務】として1)不法行為責任による提訴リスクの高まり 2)土砂災害の法的責任 3)九州電力管内の再生可能エネルギー発電受け入れ保留により発生が予想されるトラブルとこれに対する住宅会社の対応策 4)今、請負契約書・帳票の見直しが必要な理由等についてポイントを分かりやすく紹介するセミナーになっております。

講師：弁護士法人総合法律事務所 弁護士 秋野 卓生 先生

セミナー時間：全会場 15:00～17:00 受付：14:30～
定員：80名 受講料：無料
日程：【大阪会場】12月9日(火) TKP 新大阪ビジネスセンター (JR新大阪駅)
【福岡会場】12月11日(木) TKP 博多駅前シティセンター (JR博多駅)
【愛知会場】1月20日(火) TKP ガーデンシティ名古屋新幹線口 (JR名古屋駅)

講習会

「JBN 省令準耐火構造」利用講習会(京都)

大手ハウスメーカーが標準仕様としている省令準耐火について、この機会にぜひお取り組み下さい。

- 内容：◎住宅金融支援機構省令準耐火構造の仕様基準のポイント(改正省エネ基準の基本事項も解説します)
◎JBN省令準耐火構造の仕様について(主な特徴：柱・梁のあらわしが可能となります)
◎火災保険について

講習会時間：10:00～12:00 受付：9:30～

受講資格：JBN会員(工務店会員)

受講料：1名10,000円(JBN会員工務店)※聴講のみ：1名3,000円(設計事務所会員、建材協力店など) ※住宅金融支援機構のフラット35対応「木造住宅工事仕様書」1冊1,650円 希望者(省令準耐火構造は住宅金融支援機構が定めるオープン工法です)

日程：【京都会場】12月18日(木) タカラスタンダード京都支店3F大会議室

JBN省令準耐火構造について

火災保険料の割引(一般的な木造と比較し保険料が約半額になります)が受けられます。

(1) 省令準耐火構造の住宅

省令で定める基準に適合する住宅をいい、建築基準法で定める準耐火構造に準ずる耐火性能を持つ構造

【基準】

- 1.外壁及び軒裏が、建築基準法第2条第8号に規定する防火構造であること
2.屋根が建築基準法施行令第136条の2の2第1号及び第2号に掲げる技術的基準に適合するもの(不材料で造り又は葺く等)であること
3.天井及び壁の室内に面する部分が、通常の火災時の加熱に15分間以上耐える性能を有するものであること
4.1～3に定めるもののほか、住宅の各部分が、防火上支障のない構造であること

(2) 省令準耐火構造のメリット

- 1.火災発生時に避難する時間を稼ぎます。(室内の壁・天井に15分の耐久性能、外壁・軒裏は隣家の火災からの延焼を防ぐ30分の防火構造)
2.その結果、火災保険料が大幅に安くなります。(建設地や保険会社にもよりますが、通常の本造軸組工法に比べておよそ4割～6割程度保険料が安くなります)
3.平成26年6月10日に変更承認を受け、下記の内容が改訂されました。
1) 大壁の間柱が30mm×105mm(防火被覆の目地部分は45mm×105mm)と改定
2) 改修工事も対象に
3) 平成25年11月1日改定、機構の省令準耐火仕様の緩和措置に対応
※平成26年10月1日改定内容についての対応は、住宅金融支援機構への変更承認申請準備中(平成26年11月1日現在)

●火災保険料の例(参考)

2,000万円 で新築住宅を建て、保険期間35年で一括払いとした場合 一般の木造住宅省令準耐火構造の木造住宅

神奈川県保険料727,190円 保険料356,190円

※保険料は、地域や保険会社によって異なりますので、詳細は保険会社に確認が必要です。 ※JBNでは、三井住友海上と提携し、割安な保険を提供しています。(JBN省令準耐火火災保険案内センター)



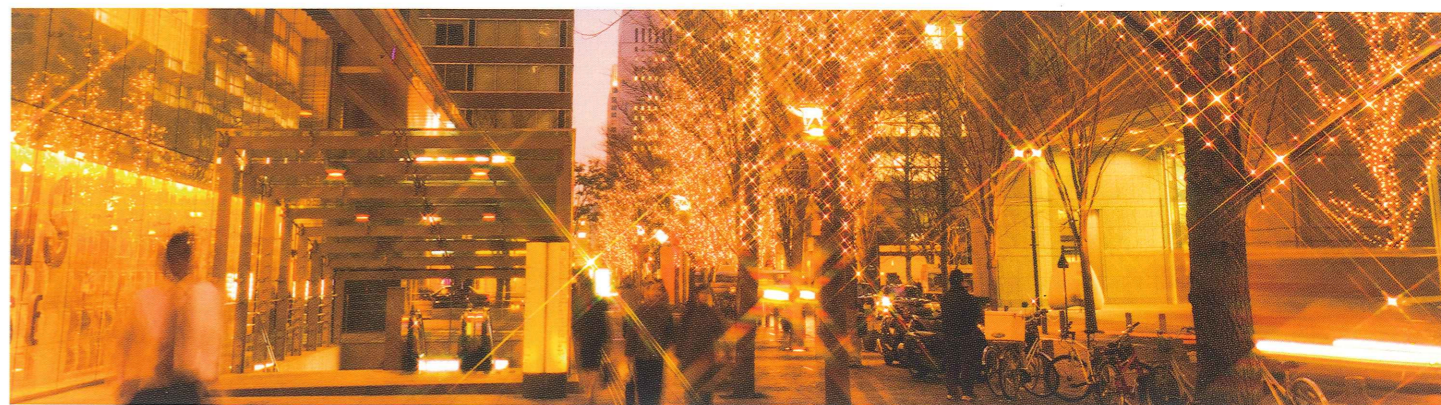
この冊子は環境にやさしいFSC®森林認証紙を使用しています。

JBN REPORT

Japan Builders Network JBN

特集：省エネ基準の義務化に向け早急な具体策を

2014年12月号 -Vol.5



省エネ基準の義務化に向けた環境整備の検討スタート

省エネルギー基準の新築住宅への適合義務化が2020年までに予定されていますが、義務化に向けた環境整備の具体的な検討が、国土交通省・社会資本整備審議会ですた開始しました。太田昭宏 国土交通大臣は10月27日、同審議会に対して、「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方」について諮問。今後、同審議会建築分科会建築環境部会で2020年までの「段階的な義務化のあり方」等の検討を進め、来年1月下旬頃に第一次報告をまとめる予定です。

省エネ基準の義務化は、民主党政権当時の鳩山内閣が掲げた「温室効果ガスを2020年に1990年比で25%削減する」とした政策目標を受けて、国土交通省、経産省、環境省の3省合同会議(低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議)が喧々囂々の検討の末、2012年7月に大規模建築から段階的に義務化を進めるとする工程をまとめた。

その後の政権交代によって国のエネルギー基本計画が見直され、検討の前提となった「25%削減」という目標は無くなっています。しかし、住宅部門のエネルギー消費量の増加は依然として高い

め、今年4月に閣議決定された新たなエネルギー基本計画では「規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら」段階的に義務化するとされました。また、6月に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014でも、義務化に向けて「中小工務店・大工の施工技術向上や伝統的木造住宅の位置付け等に十分配慮しつつ、円滑な実施のための環境整備に取り組む」としており、これらを踏まえ、引き続き省エネ基準の義務化の検討が進められています。

省エネ基準の義務化は、まずは大規模建築物から実施される予定ですが、2020年から逆算すれば来年(2015年)後半には実質的にスタートしていなければならないため、早急な具体策が求められます。また、3省合同会議がまとめた工程表では、義務化の際の省エネ基準の水準は「義務化導入時点での省エネ基準達成率等を勘案して設定」としてあることから、この点についても議論されると思われます。さらに、政府は2030年に新築住宅の平均でゼロエネ住宅を実現することを目標に掲げているため、省エネ基準を超える高い性能の省エネ住宅の推進策についても検討される見通しです。

中短期工程表「クリーン・経済的なエネルギー需給の実現」

Table with columns for years (2013, 2014, 2015, 2016, 2017) and KPI. Rows include 'Energy Management System', 'Smart Home/Building', 'Smart Community', and 'Energy Efficiency Standards'.

# リフォーム・リニューアル調査 (平成25年度下半期) 住宅に係る工事は38.7%増の2兆5,786億円

## 建築物リフォーム・リニューアル工事受注高 (全数推定) の推移

(単位: 億円)

	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
住宅に係る工事	14,012	17,446	14,392	15,165	13,962	16,256	14,298	16,408	14,993	18,590	22,452	25,786
非住宅建築物に係る工事	32,372	23,870	24,991	23,070	27,932	25,526	28,172	26,175	28,459	28,729	35,677	26,168
合計	46,384	41,316	39,383	38,235	41,893	41,782	42,470	42,583	43,452	47,319	58,129	51,954

※復元集計のため、丸め誤差 (調査票記載単位千円から億円への換算) により「合計」は必ずしも一致しない。

国土交通省は10月31日、平成25年度下半期受注分 (平成25年10月1日～平成26年3月31日) の建築物リフォーム・リニューアル調査報告を公表しました。この期間の受注高は5兆1,954億円で前年同期比9.8%増。このうち、住宅に係る工事は38.7%増の2兆5,786億円となりましたが、非住宅は8.9%減の2兆6,168億円でした。

住宅に係る工事の業種別の受注高としては、建築工事業が1兆4,195億円 (前年同期比12.5%増)、職別工事業が1兆0,082億円 (同240.0%増)、一般土木建築工事業は817億円 (同28.6%増) でした。

住宅に係る工事の目的別の受注件数は、前年同期と同様に「劣化や壊れた部位の更新・修繕」が最も多く、次いで「省エネルギー対策」「高齢者・身体障害者対応」「防災・防犯・安全性向上」の順でした。工事部位別では「内装」「給水給湯排水衛生機器設備」「外壁」の受注件数が多い結果となっています。

平均工期は、戸建住宅で受注額が100万円～200万円未満の工事の場合21.8日、200万円～500万円未満が31.8日、500万円～1,000万円未満が58.6日でした。

## 介護保険対象の住宅改修に「便器の位置・向きの変更」が追加

厚生労働省の「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」は10月28日の会議で「便器の位置の変更、向きの変更」を、介護保険の住宅改修の種類に追加することを了承しました。障害によっては便所内の移動や方向転換が困難な場合も多いことから、「便器の位置の変更、向きの変更」が有効だと評価されました。今後、「洋式便器等への便器の取替え」の範囲に追加される見通しです。

そのほか住宅改修で要望があった、「車いすでの動作のための間口の拡大」「床段差解消等の床面に合わせた扉や壁、柱の改修」等は現行既定の範囲内で解釈されるとの判断が示されました。

また、「水洗ポータブルトイレ」はエアコン取り付け程度の工事で済むことから、住宅改修としてではなく、福祉用具購入として認められました。

## 国総研が宅地の「液状化マップ」作成を支援

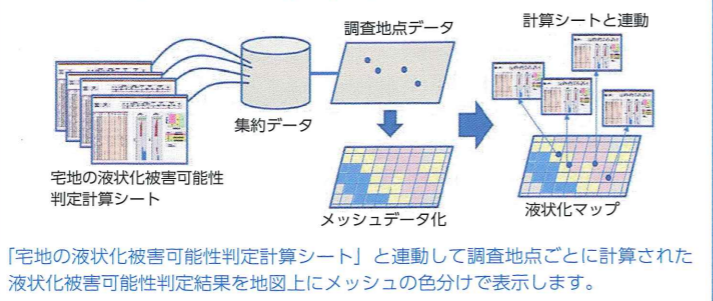
国土技術政策総合研究所 (国総研) は11月4日、宅地の液状化の危険度を表す「液状化マップ」作成を支援するソフトの開発に着手したと発表しました。

宅地の液状化マップは、地震等による液状化で被害が発生する可能性がある場所を、地図上にメッシュの色分けで表示するもの。地方公共団体が作成しますが、現在は市町村の2割程度しか整備できていません。国総研はこれまで、全国的に使える液状化判定ソフトを作成・提供していますが、これをさらに進め、地方公共団体のマップ作成も支援していくことを目指しています。

東日本大震災では広範囲に宅地が液状化し、訴

訟にまで発展しています。液状化マップは、住宅建築や土地を購入する際の大きな判断材料として、早急な整備・普及が期待されます。

### 宅地の液状化マップ作成支援ソフトのイメージ



## 足場からの墜落防止で安衛則改正へ

厚生労働省の「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会」は11月6日、足場の組み立て・解体・変更作業時に、安全帯を安全に取り付ける設備がない場合の作業を禁止するなどとした報告書をまとめました。報告書を受け厚労省は今後、本年度内に労働安全衛生規則 (安衛則) の改正作業を進める予定で、来年度中に改正安衛則が施行される見通しです。

報告書では

1. 安全帯を安全に取り付ける設備がないときの組み立て等の作業禁止

2. 業務に就く者の特別教育の受講の義務付け
3. 足場の床材と建地とのすき間の基準を新設
4. 通常作業で臨時に交さ筋かいや手すりを取り外す際の作業者の安全帯使用と、それ以外の者の立ち入り禁止
5. 作業開始前の点検と点検結果保存の義務の注文者への適用

— の5項目を安衛則で規則化する内容として盛り込んでいます。

### 連携団体紹介 ちば木造建築ネットワーク

永続的に地域の家を守る。「結」のネットワーク。

セミナー風景



全木協千葉 仮設木造住宅研修会

千葉県で木の家を作る工務店をはじめ、地域の木造建築に携わる人々が同じ志の下に集まることによって、『ちば木造建築ネットワーク』は立ち上げられました。

近年の住宅情勢の急激な変化に対応していくため、地域の工務店が手を組み、正しい情報を共有しながらお互いに勉強して強い工務店になるためのサポートをさせていただいております。国策・各種補助金事業をはじめ、住まい手の皆様に有益な情報を反映できるよう技術や工法を勉強し続けています。

また、個々の小さな工務店では施主様向けセミナーを行うことが難しいという声に対応するため、会員合同でOB施主様などを対象にイベントを行っています。あたたかくなったら、千葉県の森林を訪ねられるようにツアーを企画しています。

住宅から中大規模木造建築物まで取り組むことも視野に入れ、今後も地域の工務店が永続的に地域の家を守るために、活動して参ります。

珈琲セミナー風景

